

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における 指導・支援の在り方等に関する有識者会議

令和3年6月23日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒については、例えば、米国等においては「ギフテッド教育」として、古典的には知能指数（IQ）の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年ではこれに加え、領域依存的な才能を伸長する教育や、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒に対する教育も含めて考える方向に変化している。

我が国においては、これまでもスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきている一方で、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、学校（※）において特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にある。

このような状況を踏まえ、学校においては、特異な才能のある児童生徒も含め、「個別最適な学び」を通じて個々の資質・能力を育成するとともに、「協働的な学び」という視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要であり、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会答申）や規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等においても、このような児童生徒の指導や評価の在り方等についての検討が求められているところである。

これらを踏まえ、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について専門的な検討を行うことを目的として、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」を設置する。

（※）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

2. 検討事項

- （1）特定分野に特異な才能のある児童生徒の対象となる分野や才能の見だし方について
- （2）特定分野に特異な才能のある児童生徒が学校において抱える困難とその支援方策について

- (3) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育課程や指導の在り方について
- (4) 大学や民間団体等の学校外の外部機関との連携による学校での指導・支援の在り方について
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、検討を行う。
- (2) 有識者会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

有識者会議は、「2. 検討事項」に係る意見交換が終了したときに廃止する。

5. その他

有識者会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課及び特別支援教育課の協力を得て初等中等教育局教育課程課において処理する。

(別紙)

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における
指導・支援の在り方等に関する有識者会議委員

- | | | |
|-----|-----|---------------------------|
| ○秋田 | 喜代美 | 学習院大学文学部教授 |
| 市川 | 伸一 | 東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長補佐 |
| 今村 | 久美 | 認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事 |
| ◎岩永 | 雅也 | 放送大学学長 |
| 大島 | まり | 東京大学大学院情報学環・東京大学生産技術研究所教授 |
| 中島 | さち子 | 株式会社 steAm 代表取締役 |
| 根津 | 朋実 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 |
| 福本 | 理恵 | 株式会社 SPACE 代表取締役 |
| 藤田 | 晃之 | 筑波大学人間系教授 |
| 本田 | 秀夫 | 信州大学医学部子ども心の発達医学教室教授 |
| 松村 | 暢隆 | 関西大学名誉教授 |

◎座長、○座長代理